



広報

ひこね

2006 3/1



▲左右に対象した姿が美しい彦根城天秤櫓（てんびんやぐら）

特集

彦根城の桜

8	美しいひこねを創造する活動が始まります	14	消費生活相談窓口つうしん こんな相談ありました!! 第3回
10	4月から市民の皆さんが利用する市の施設で指定管理者制度が始まります	14	急増する不審者から子どもたちを守るため見守り、声かけにご協力を
12	だれもが安心して暮らせるまちづくり障害者自立支援法	16	春の火災予防運動 3月1日~7日 あなたです 火のあるくらしの見はり役



▲満開の桜のなかを走るポンネットバス

ひこね21世紀創造プラン

市民がつくる
安心と躍動のまち
彦根

1. 人権が尊重され、誰(だれ)もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育(はぐく)むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

彦根城の桜 特集

彦根城の桜

彦根城の桜は、「お城を桜の名所にしよう」という呼びかけで、昭和9年頃から市民の手で植えられ始めたとされています。それ以来、保育管理が続けられ、今では全国でも屈指の桜の名所となっています。

彦根城の桜は四季折々の美しさを見せ、市民や観光客を楽しませてきました。しかし、平成16年に行った調査によると、彦根城の桜の約半数が寿命などのために木の生命力が衰えていることがわかりました。

今回は彦根城の桜について、4月に行われる「桜まつり」と、その背景で、あまり知られていない桜の現状についてお伝えします。

問い合わせ先 園観光課 ☎3016120番、FAX 2211398番



彦根城 桜まつり

4月1日(土)～同20日(木)

彦根城域には、ソメイヨシノを中心に1,200本余りの桜が植えられています。国宝の天守を背景に、これらの桜が彩りを競い合う様は見逃せない景色といえるでしょう。

桜まつりの期間中、桜場駐車場周辺では、ライトアップされた夜桜見物もお楽しみいただけます。(ライトアップは

「城下にぎわい市」

梅や桜に誘われて彦根城へお出かけのときは、ぜひお立ち寄りください。彦根ならではの「食」や特産品を一堂に集めて展示販売する、文字どおりにぎやかな市です。

日時 3月25日(土)～4月16日(期間中無休)の午前9時～午後5時
場所 金亀児童公園

交通規制(車両通行止め)のお知らせ

桜の時期、彦根城には市内外から多くの見物客があり、混雑が予想されます。事故防止のため、城内で交通規制(車両通行止め)を実施します。ご協力をお願いします。

規制区間

元二の丸派出所～黒門前
期間中毎日
午前9時～午後10時
いろは松彦根東高校前
期間中の土・日曜日
午前9時～午後6時
金亀公園内の施設(野球場、テニスコートなど)を利用する場合も通り抜けできません。ご注意ください。

彦根城梅林も お忘れなく

3月18日(土)・19日(日)の2日間、彦根城梅林において笹酒彦根産地酒と梅昆布茶の無料サービスを行います。桜より一足早い春の彦根城をお楽しみください。
時間 午前11時～午後3時(荒天時中止)
通常の彦根城観覧料(一般500円、小・中学生200円)が必要です。

お願い

夜桜見物のために早朝や昼間からロープや敷物などで場所取りをするのは、他のお花見客にたいへん迷惑になります。だれもが気持ちよく花見を楽しめるよう、こうした事前の場所取りはご遠慮ください。
また、火災防止のため、城内でのたき火は禁止しています。交通規制と併せてご協力をお願いします。



▲大勢の人で賑わう桜の季節の彦根城

▶期間は、桜の開花状況に合わせて変更されることがあります。
桜の開花状況・イベントの問い合わせ先
社彦根観光協会
☎23-0001、FAX26-1919、
<http://www.hikoneshi.com/>
◆開花状況速報は、3月下旬から散るまで随時更新の予定です。

彦根城の桜を守ろう

広がっていく市民の活動の輪

彦根城の桜の多くは、健康状態が低下していて、人による管理や世話を必要としています。

彦根市では、この桜の世話を市民ボランティアの方の協力を得ながら

進めています。

ボランティア活動をしておられる市民の方に、活動の内容と、彦根市民にとって彦根城の桜の役割についてお聞きしました。



▲2月14日に行われた桜の保護活動

彦根城の桜は市民の手で守ろう

「ひこね桜守」
山内勉さん

子どものころから、彦根城の近くに住んでいたこともあり、彦根城の周辺はもっとも身近な遊び場のひとつでした。

しかし、最近の彦根城の桜を見ていると、子どものころに見ていた桜に比べて、花の色が薄くなり、花の数も少なくなったように思います。そこで、ひとりの市民として、彦根城の桜を守るために何かできないかと考え、ボランティアで彦根城の桜の世話をする「ひこね桜守」を立ち上げました。



昨年6月と今年の2月に、内濠沿いの桜に腐葉土と肥料をまく作業をしました。作業では、まず桜の周囲の地面を軽く掘り起こします。樹木医さんによると、桜の木は根が浅く踏み固められると弱ってしまうそうです。次に、桜の根元から約1m離れた場所に、直径15cm、深さ10cmほどの穴を掘り、腐葉土と肥料を混ぜたものを入れ、再び土をかけました。2回の作業で、黒門から大手門までの内濠沿いの約100本の桜に栄養を与えることができました。作業はほとんどが手作業で大変な時間がかかります。しかし、2月の作業では、私たち「ひこね桜

守」のほかにも、滋賀県レイカディア大学で園芸を学ぶ高齢者の皆さんや、高校生も含めた市民ボランティアなど約50人の参加があり、これからの活動の広がりに希望が見えました

現在、ひこね桜守は10人のメンバーで活動しています。しかし、城内のたくさんの桜の世話を続けていくためには、もっと多くの人の力が必要です。市民のみならず、彦根城の桜を世話することに興味のある人はぜひ参加してください。

連絡・問い合わせ先 ひこね桜守
代表 山内勉 ☎22-4554 (榊アサヒスポーツ内)、
<http://www.hikone.to/sakuramori/>

お城の桜をきれいにしました

藤原泰毅さん、山本凜樹さん、音瀬友星さん、小林拳一朗さん、音瀬昂平さん、草野詩帆さん、藤原武蔵さん (少林寺拳法彦根旭支部道場)

私たちは、東中学校で少林寺拳法を習っています。昨年5月に、彦根市少林寺拳法連盟の仲間といっし

よに、彦根城の桜のコケ取りをしました。コケがたくさんついていると桜が弱ってしまうと聞いて驚きました。割り箸とたわしを使って、桜の木を傷つけないようにコケをとりました。きれいになった桜は少し元気になったように見えました。

私たちが大人になっても彦根城でお花見ができるように、お城の桜を大切にしたいと思います。



後列左から、音瀬昂平さん、音瀬友星さん、藤原武蔵さん、前列左から小林さん、山本さん、藤原泰毅さん、草野さん

彦根城の桜が消える!?

「寿命」「害虫」「環境」、彦根城の桜が抱える問題

1、200本の桜

彦根城の桜は、春の満開の花、夏の緑の木陰、秋の色鮮やかな紅葉、冬の木漏れ日など、訪れる市民や観光客に、四季それぞれの安らぎを与えてくれます。なかでも毎年4月の上旬には、城内の約1、200本の桜が一面に咲き乱れ、彦根城を埋め尽くさん限りの美しさを見せます。また、夜になると、ライトアップされた夜桜が、昏間とはひと味違う幻想的な世界を作ります。

現在、彦根城の桜の約96%はソメイヨシノと呼ばれる品種です。ソメイヨシノは、葉が広がるよりも先に花が咲き、木全体が薄紅色に染まるためとても豪華に見えます。しかしその反面、寿命は約70年と短く、病気や害虫にも弱いため、美しい桜を維持するためにはこまめな手入れが必要とされます。

衰えゆく桜

平成16年の調査によると、彦根城

のソメイヨシノのうち、約45%が寿命と言われる樹齢70年に達していることがわかりました。また、幹が腐ってきたり、代表的な害虫であるコスカシバ(蛾の一種)の幼虫が潜入したりしている木もたくさん見受けられ、放置しておく、桜の健康を著しく衰退させる可能性があるという調査結果がでました。



▶石垣と道路にはさまれた内濠沿いの桜

彦根城の桜は、左の写真のように、濠の石垣付近に植えられているものが多く、根が石垣のない方向にしか広げられませんが、これは、桜の生育において非常に厳しい条件です。さらに、観光地であるために、彦根城周辺では、多くの人が桜の根元を歩いて、地面を踏み固めてしまっています。土が硬くなると酸欠状態になり、樹勢が衰える要因となります。

現在、彦根城の桜の健康状態は重症と云って多く、今のままでは多くの桜の枯死が心配されます。今後は、桜の健全な育成と保護を目指して、適切な手当てを行っていかねばなりません。

桜を絶やさないために

桜の樹勢を回復させるためには、簡単にできることから、長い時間を必要とするものまで、いくつかの方法があります。幹の周辺の土壌改良や肥料をまくことのほか、幹についたコケの除去や、害虫の駆除・消毒などは比較的簡単にできるため、市民の皆さんの協力も得て、平成17年度からすでにとりかかっています。長期的には、桜の延命につながる



▶満開の桜に囲まれる彦根城天守

不足根(幹から出てくる根)の育成や、テングス病などで病気になる部分の除去など、桜の生育環境を改善していく必要があります。また、桜を後世に引き継いでいくためにも、樹木医による外科手術や、後継樹の補植と育成を検討することが必要です。

どの方策をとるにしても、桜の健康状態は一朝一夕には回復しません。桜の保護と管理には長い年月と相当な経費がかかりますが、「彦根城の桜」を絶やさないためにも、努力を続けていくことが必要です。



施設だより

ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602
3月の休館日：6月・13月・20月・27月

21日(祝・火) 14:00~
**エコメモリアル
 チェンバーオーケストラ演奏会**
 自由 大人 2,000円 高校生以下 1,000円
 (当日：各500円増) 【好評発売中】

ひこね市文化プラザ友の会

平成18年度 会員を募集!!

ミュージカル、オーケストラ、ニューミュージック、講座など、ひこね市文化プラザで開催される多彩な内容の公演をお得に鑑賞できます。ぜひ、この機会にご入会ください!!

年会費：2,000円

- 特典：①催し物案内チラシと情報誌を毎月お届け ※より早く、公演情報をお知らせします！
 ②主催公演チケットの優先予約（1公演4枚まで） ※優先予約用座席から、座席をお選びいただけます！
 ③文化プラザで販売しているチケットが1割引（1公演2枚まで） ※よりお得にお求めいただけます！
 (公演によっては取り扱いできない場合があります。)

※入会申込書は、文化プラザチケットセンター、市役所、支所・各出張所、市民会館、みずほ文化センター各地区公民館、市内の滋賀銀行・滋賀中央信用金庫・市内の郵便局にあります。

マーク：託児サービスがあります。(要予約)
※公演日の1週間前までにご予約ください。

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200

埋蔵文化財巡回展

— 福満遺跡を掘る —

昨年11月、城南小学校の増築工事に伴って、福満遺跡の発掘調査を行いました。今回の巡回展では、この調査の結果を紹介します。



▲福満遺跡の発掘の様子

福満遺跡は縄文時代から中世にいたる大規模な複合遺跡で、これまで9回の発掘調査を実施しています。10回目となる今回の調査でも、古墳時代初頭の集落跡を検出し、大量の土器が出土しました。こうした成果とともに、福満遺跡を分かりやすく紹介します。

展示期間 3月2日(休)~5月30日(火)
(日・月曜日、祝日の翌日は除く) 8:30~17:15

場所 中地区公民館(大藪町)
問い合わせ先 団教育委員会文化財課 ☎26-5833、FAX26-5899

彦根城博物館

☎22-6100 FAX 22-6520
なお、3月14日(火)~16日(休)は展示替えのため、展示室を一部閉室しています。

開館時間 8:30~17:00(入館は16:30まで)

3月14日(火)まで **「雛と雛道具」**
井伊直弼の二女弥千代の雛道具85件を中心に、さまざまな雛や雛の段飾り・御殿飾りを展示します。



▲弥千代の雛道具 (戦国山形)

3月17日(金)~4月18日(火)
**「井伊家伝来の刀剣
 —南北朝・室町時代の作品から—」**

井伊家伝来の刀剣の中から、南北朝・室町時代に作られた刀剣を紹介します。



▲刀 銘月山定光・室町時代 10代藩主井伊直幸所用(当館蔵)

ギャラリートーク
**「井伊家伝来の刀剣
 —南北朝・室町時代の作品から—」**
 3月18日(出) 14:00~15:00
 ※事前申し込みは不要です。当日館内講堂にお集まりください。
 解説：本館学芸員 坪内 広子(ひろこ)

観覧料が必要です

講座「仏教美術の楽しみ —仏のかたち—」
 日時：3月4日(出) 14:00~15:30 **聴講無料**
 会場：本館講堂にて
 講師：本館学芸員 齋藤 望(さいとう のぞむ)

3月14日(火)まで
**金梨地蕪蒔絵
 螺鈿鞍**

13代直弼が將軍家茂より拝領。
8代將軍吉宗所用。



3月15日(水)~4月17日(月)
竜笛 銘花鳥丸

嵯峨天皇が兵庫・鶴林寺に奉納したとのいわれのある、雅楽の横笛。

市民体育センター

☎23-2293 FAX 23-2294
3月の休館日：7(火)・14(火)・22(水)・23(木)・28(火)

19日(日) 13:30~16:00
フレッシュスポーツデー

☆広々とした第1競技場を使って、だれでもできるニュースポーツを紹介します。気軽にご参加ください。

☆予定種目
 ディスクコン、ダブルダッチ
 ネットネット、ティーボール(写真)

☆参加費：小学生以上 1人200円
 (当日、受付でお支払いください。)
 ※運動のできる服装で、体育館シューズを持ってご参加ください。



▲図版1：脇指 折り返し銘 兼元



▲図版2：茎部分

名刀の切れ味

とまきの玉手箱

博物館からのメッセージ

第115回

「この刀はよく切れませんか?」という質問をよく頂きますが、これは答えに困る難題です。「名刀」とは、切れ味だけではなく、姿や地鉄、刃文の美しさと、歴史の重み、これまでの持ち主の変遷(伝来)などを総合的に評価したうえで与えられる称号です。日本刀は平安時代の中ごろから作られるはじまります。間を置かず、その美しさを鑑賞する歴史も始まり、鑑賞法が長い時間をかけて構築されました。博物館に展示されるような刀剣は、純粋な美術品として鑑賞する価値体系に組み込まれています。これらは、肌模様や刃文を際立たせるような特殊な技術で研がれており、包丁のように切れ味を追求して研がれてはいません。

当館所蔵の刀剣のほとんどは、彦根藩主・井伊家に伝来したものです。多くは戦乱が終わった江戸時代に収集されました。実戦での使用を念頭に置きつつも、武家の頭領の象徴として、大名にふさわしい名刀を所持する必要があったのです。おそらく井伊家が所有していた間、これらの刀剣を実際に戦闘で使う機会はほとんどなかったでしょう。

写真は刃の長さが46・5cm、室町時代に活躍した美濃国(岐阜県)の有名な刀工・兼元が打った鶴の首造りの脇指です。刃先の白い部分と黒みがかった地鉄との境界線である「刃文」は、規則的に波打ち、その波を三山すつに区切る、中央が高くなっています。これは「三本杉」と呼ばれ、兼元の特徴とされます。持ち主の身長に合わせて、普段は柄に

とほ言うものの、そもそも刀剣は本質的に武器であり、使い勝手も考慮すべき問題です。刀剣は鑑賞の対象であると同時に、実用の道具でもあるという二つの性格を併せもっていました。例えば、写真の脇指は、道具として使いやすくなるために制作当初の姿よりも短くされています。

収まる茎とともに作者の銘(名前)まで、もが切り落された刀は珍しくありません。しかし、銘を無くすに惜しい刀工の場合、このように茎の先を折り返すようにして銘を残しました。写真は「魚」にも似た特殊な字体の「兼」を用いた「兼元」の銘が、折り返されてひっくり返っています。銘をわざわざ残した持ち主は、この刀を単なる武器以上のものとして見ていたと思われまます。

実は、兼元の刀は良く切れるという評判でした。実際に試し切りを行った結果をランキングにした江戸時代後期の『懐宝刺尺』という史料では、彼がトップ12となる「最上大業物」に入っています。試し切りは、辻斬りのような非合法の手法ではなく、プロの試刀家による公式なもので、大名などが料金を払って依頼しました。やはり、刀の切れ味はだれもが知りたいことだったのでしょう。

武器でもあり、美術品でもある刀剣は「実用の美」こそが魅力なのかも知れません。ただし、切れ味については想像にまかせるとして、博物館では美しさの鑑賞に重きを置いて、奥深い刀剣の世界を堪能していただけたらと思います。(彦根城博物館学芸員 坪内広子)

「彦」のつかいみちは…

市民の間で

市民・市民団体・市内に事業所を有する事業者の皆さんは、条例の範囲内で、お互いの同意があれば「彦」を使えます。

市の施設や窓口で

市の施設の一部で使用料として支払ったり、市の窓口の一部で手数料として支払ったりできます。(1彦=1円)

自治会・NPO法人に寄附

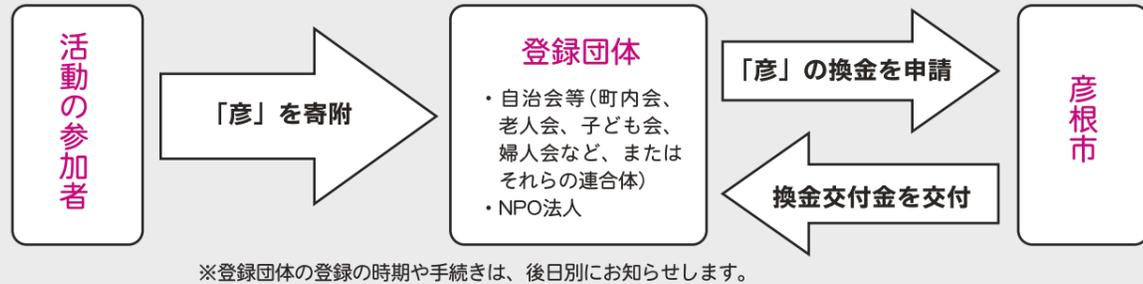
自治会やNPO法人で、あらかじめ登録された団体に寄附することができます。寄附を受けた団体は、市に申請して「彦」をお金に交換できます。(1彦=1円)

「彦」を使える市の施設

- ▶彦根城博物館(観覧料)
 - ▶彦根城・玄宮園(観覧料)
 - ▶夢京橋あかり館(観覧料)
 - ▶市営の各自転車駐車場
 - ・彦根駅前第1自転車駐車場※
 - ・彦根駅前第2自転車駐車場※
 - ・河瀬駅前東口自転車駐車場※
 - ・河瀬駅前西口自転車駐車場※
 - ▶市営の各駐車場
 - ・いろは松駐車場
 - ・二の丸駐車場
 - ・桜場駐車場
 - ・大手前駐車場
 - ・本町駐車場
 - ・松原水泳場駐車場
 - ・新海浜水泳場駐車場
 - ・彦根市営中央駐車場※
 - ・彦根市営南彦根駅前駐車場※
 - ・彦根市営河瀬駅前西口駐車場※
- ※定期駐車券を除きます

「彦」を使える手数料

- ▶市民課・税務課に係るもの
 - ・戸籍謄抄本の交付
 - ・印鑑登録証明書の交付
 - ・住民票の写しの交付
 - ・所得証明書の交付
 - ・印鑑登録証の交付
 - ・納税証明書の交付 など
- ※支所・各出張所でも交付できるときは、「彦」が使えます



美しいひこね創造活動のしくみ

- 1 参加登録
美しいひこね創造活動に参加するには、事前に登録が必要です。
活動参加資格 彦根市に住民登録か外国人登録がある20歳以上の入
登録開始日 4月3日(月)
登録受付場所 市役所 稲枝支所(登録申請書は、各出張所にもあります)
登録に必要なもの 印鑑
登録するとき、参加登録証と活動報告書をお渡します。
- 2 美しい行為の実践
右ページ「美しい行為とは」を参考に、美しいひこねを創造する活動を実践してください。美しい行為を実践する時間の制約はありませんが、地域通貨をお渡しするのは、15分間を1単位とし、1週間につき1単位、年間を通じて52単位を限度とします。活動の実績は、登録時にお渡する「活動報告書」に記録してください。
活動期間は、登録された日から平成19年3月31日までです。特に申出がない限り、登録は次年度以降も継続します。
- 3 地域通貨の交付
活動期間終了後、地域通貨「彦」をお渡しします。お渡しする「彦」の額は、活動報告書に基づいて計算します。「彦」の計算では、1単位を25彦とします。お渡しする「彦」は1週間当たり25彦、年間では最大1,300彦です。ただし、100彦未満は切り捨てます。

活動中のトラブルや事故について、市では一切の責任を負いません。活動にあたっては、じゅうぶん注意してください。

美しいひこねを創造する活動が始まります

私たちの愛するひこねを、皆さんの美しい行為で、さらに美しいまちにしてください。市民の皆さん一人ひとりが、可能な範囲で行っていただくと、美しい行為に対して、彦根市が地域通貨「彦」をお渡しします。

この地域通貨には、使う人が選べるよう、いくつかの使い道が用意してあります。美しいひこねの創造を目指し、あなたもこの活動に参加して、地域通貨「彦」を手に入れてください。

美しい行為とは…

市内で、市民が自発的な意思に基づき、他人や地域社会に貢献する目的を持って、無報酬で行う、美しいひこねを創造する行為を言います。次の5つに区分されます。

まちの美観を保つ活動

- ・公道から見えるところに草花を植える
- ・道路や公園などの草むしりをする
- ・公共の場所のごみを拾う
- ・道路を清掃する など

地域安全活動

- ・防災・防犯パトロールをする
- ・通学路の安全確保をする
- ・道路や公園などの除雪をする
- ・カーブミラーを清掃する など

地域環境活動

- ・通勤・通学手段を、自家用車から自転車や公共交通機関に変更する
- ・資源回収をする など

助け合い活動

- ・近所のお年寄りを病院へ送迎する
- ・近所の乳幼児のお世話をする
- ・介助が必要な人の手助けをする
- ・献血をする など

健康増進活動

- ・ウォーキング
- ・ジョギング

市企画課 ☎ 30-6101番、FAX 22-1398番

4月から 市民の皆さんが利用する市の施設で

「民」の能力を活かす 指定管理者制度

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、市が設置している文化施設やスポーツ施設、社会福祉施設などの「公の施設」の管理を、「指定管理者」に任せることができる「指定管理者制度」が始まりました。

この制度ができる前は、公の施設の管理を委託できるのは、市が出資している法人、公共団体、公共的団体だけでした。今後は、これらの団体に加え、民間の事業者やNPO法人などの団体を「指定管理者」として、議会の議決を得たうえで、公の施設の管理を任せることができるようになります。

この制度の目的は、施設の管理や運営の経費を削減すること、官と民が協力し、役割分担することで、これまで以上に質の良いサービスを利用者の皆さんに提供することにあります。

民間の事業者などからの提案を審査

彦根市では、昨年の7～8月に、指定管理者を選ぶため、幅

広く民間の事業者などの団体から、費用や企画などの提案を求めました。その結果、延べ40団体からの提案がありました。

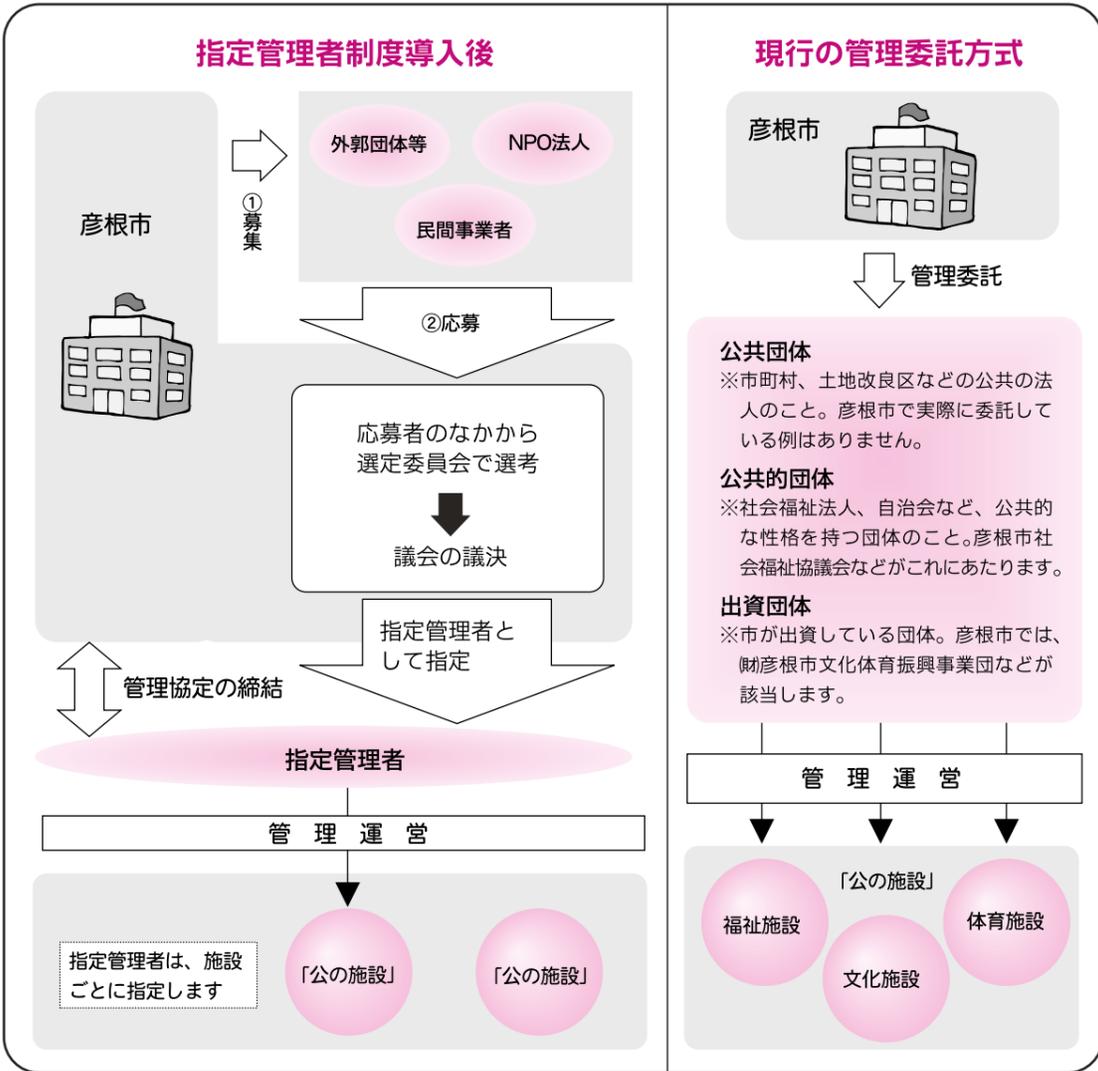
これらの提案内容について審査し、管理を委ねる団体を施設ごとに選定し、昨年12月市議会での指定についての可決を得て、延べ20団体を「指定管理者」として指定しました。

今後は、これらの団体が持っているノウハウを活かし、より充実した行政サービスの提供と、より効率的な施設の運営を目指します。

4月から指定管理者による管理運営を開始する施設は、左の一覧表のとおりです。指定管理者の指定に関する情報を、彦根市ホームページに掲載していますので、そちらもご覧ください。

※公の施設 地方公共団体が、住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。体育施設、文化施設、社会福祉施設などがあります。市庁舎のように、事務を行うための施設は該当しません。

指定管理者による管理を始めます



4月1日から 指定管理者による管理運営を行う施設

施設名	指定管理者(所在地)	指定期間	問い合わせ先
彦根市男女共同参画センター	ウイズで集う会(彦根市)	4年	市市民交流課 ☎30-6113
高宮駅コミュニティセンター	高宮学区連合自治会(彦根市)	4年	
彦根駅前第1自転車駐車場	日駐管理㈱(東京都)	4年	
彦根駅前第2自転車駐車場			
彦根市営河瀬駅前西口駐車場			
河瀬駅前東口自転車駐車場	日駐管理㈱(東京都)	4年	市交通対策室 ☎30-6134
河瀬駅前西口自転車駐車場			
彦根市営中央駐車場	㈱彦根市シルバー人材センター(彦根市)	4年	
彦根市営南彦根駅前駐車場	㈱近輪(大阪市)	4年	
彦根市南老人福祉センター	㈱彦根市社会福祉協議会(彦根市)	5年	
彦根市南デイサービスセンター (利料)			
彦根市北老人福祉センター	特定非営利活動法人 NPOぽぽハウス(彦根市)	5年	
彦根市北デイサービスセンター (利料)	㈱彦根市社会福祉協議会(彦根市)	5年	
彦根市佐和山デイサービスセンター (利料)	医友仁会(彦根市)	5年	市介護福祉課 ☎23-9660
彦根市デイサービスセンターきらら (利料)	財豊郷病院(犬上郡豊郷町)	1年	
彦根市グループホームゆうゆう (利料)			
彦根市ふたばデイサービスセンター (利料)	医友仁会(彦根市)	2年	
彦根市養護老人ホーム金亀荘	社福大樹会(彦根市)	5年	
ひこね燦ぱれす	財彦根勤労福祉会館(彦根市)	4年	
夢京橋あかり館	㈱夢京橋(彦根市)	4年	市商工課 ☎30-6119
彦根市俳遊館	彦根ボランティアガイド協会(彦根市)	4年	
いろは松駐車場			
二の丸駐車場			
桜場駐車場	㈱彦根観光協会(彦根市)	4年	市観光課 ☎30-6120
大手前駐車場			
本町駐車場			
松原水泳場駐車場			
金亀公園 (利料)	高木・技研・昭和金亀・荒神山公園管理	4年	市都市計画課 ☎30-6124
荒神山公園 (利料)	業務特別共同体(彦根市)		
ひこね市文化プラザ (利料)	財彦根市文化体育振興事業団(彦根市)	3年	市生涯学習課 ☎24-7971
彦根市民体育センター	財彦根市文化体育振興事業団(彦根市)	3年	市保健体育課 ☎22-8871

※一つの枠に複数の施設名がある場合は、一つの指定管理者がその複数の施設を管理します。

※従来の管理者が替わる施設名は太字、うち市の直接管理から指定管理者へ替わるものはオレンジ色で記しています。

※施設名に(利料)印が付してある施設は、利用料金制を採用します。

㈱=株式会社 ㈱=社団法人 社福=社会福祉法人
医=医療法人 財=財団法人

・・・利用料金制とは？

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の直接収入としています。利用料金制は、市でなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

この制度では、利用したときにかかる料金の額を、条例に定められた範囲内で、指定管理者が設定します(※)。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることとなります。

一般的に、利用料金制は、収支バランスを得やすい施設で採用するのが適当とされています。実際に採用を検討するときは、指定管理者が自主的な経営努力をしやすいかなど、収支以外の要素も含めて総合的な判断が必要です。

彦根市では以前から、上の表の各デイサービスセンターとグループホームゆうゆうの管理・運営を委託するときに、利用料金制を採用してきました。来年度から、これらの施設に加え、新たに金亀公園、荒神山公園、ひこね市文化プラザでも利用料金制を採用します。

※指定管理者が利用料金の額を定めるときは、条例で定める額(市が管理する場合の「使用料」の額)以下でなければならず、さらに、市の承認が必要で、指定管理者だけの判断で自由に設定することはできません。

利用料金だけで運営される施設

- ・上の表の各デイサービスセンター
- ・グループホームゆうゆう

利用料金と市から指定管理者に支払う指定管理料で運営される施設

- ・金亀公園
- ・荒神山公園
- ・ひこね市文化プラザ

市経営改革推進室
☎30-6105番
FAX 22-13908番

だれもが安心して暮らせるまちづくり

障害者自立支援法

昨年11月、「障害者自立支援法」という障害福祉に関する新しい法律が制定されました。今年の4月から施行されるこの法律によって、障害福祉は大きな変化を迎えることとなります。

そこで障害者自立支援法による障害福祉サービスの内容について、今回と3月15日号の2回に分けてお知らせします。
問い合わせ先 困障害福祉課 ☎2719981番 FAX 2611767番

障害者自立支援法

現在の障害福祉制度では、身体・知的・精神という3種類の障害への支援策は、別々の制度体系となっていて、障害の種類や年齢によって受けられるサービスの内容などが決められています。

4月から施行される障害者自立支援法では、現状の支援費制度を見直し、現在は別々の制度のもとで行われている、身体・知的・精神の3つの障害福祉サービスを一元化します。これにより、障害のある人が利用でき

るサービスが充実し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。また、利用者負担の方法の見直し、就労支援の強化などが新しい制度の主な内容です。

新しい支援の枠組み

障害者自立支援法のもとで、障害のある人の生活を支える、総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています(図1)。自立支援給付には、ホームヘルプサービスやショートステイなどこれまで支援費として

提供されてきたサービスのほか、車いすや装具といった補装具の交付などがあります。一方、地域生活支援事業には、相談業務や、コミュニケーション支援としての手話通訳派遣などがあります。

なかでもこれまで支援費制度で提供されていたサービスについては、障害福祉サービスとして、利用者への生活実態にきめ細かく対応できるように見直されています。

障害福祉サービス

障害福祉サービスには、介護の支援を受ける介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付があります(図2)。介護サービスにはホームヘルプサービスのように自宅で介護を受けるサービスのほか、入所施設を利用するサービスがあります。また、訓練等給付については、自立した生活ができるように身体機能、生活能力を訓練する自

図2 自立支援給付における障害福祉サービスの内容

現行のサービス	新しいサービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業
ホームヘルプサービス (身・知・精・児)	居宅介護* (ホームヘルプサービス)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護など		
デイサービス (身・知・精・児)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う		
ショートステイ (身・知・精・児)	行動援護*	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う		
グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてつもない人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する		
重症心身障害児施設 (児)	児童デイサービス*	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う		
身体障害者療護施設	短期入所* (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含めて短期的に、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う		
更生施設 (身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う		
授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の創作的活動、または生産活動の機会を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等も行う		
福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う		
知的障害者通勤寮	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う		
福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を一定期間行う		
精神障害者生活訓練施設	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を一定期間行う		
	就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う		
	共同生活援助* (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う		
	移動支援	円滑に外出できるように、移動を支援する		
	地域活動支援センター	創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設		
	福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う		

・現行のサービスのなかの(身)は身体障害者、(知)は知的障害者、(児)は障害児、(精)は精神障害者が対象であることを表します。
・新しいサービスは、*のついている5つのサービスは4月から、それ以外のサービスは10月から始まります。

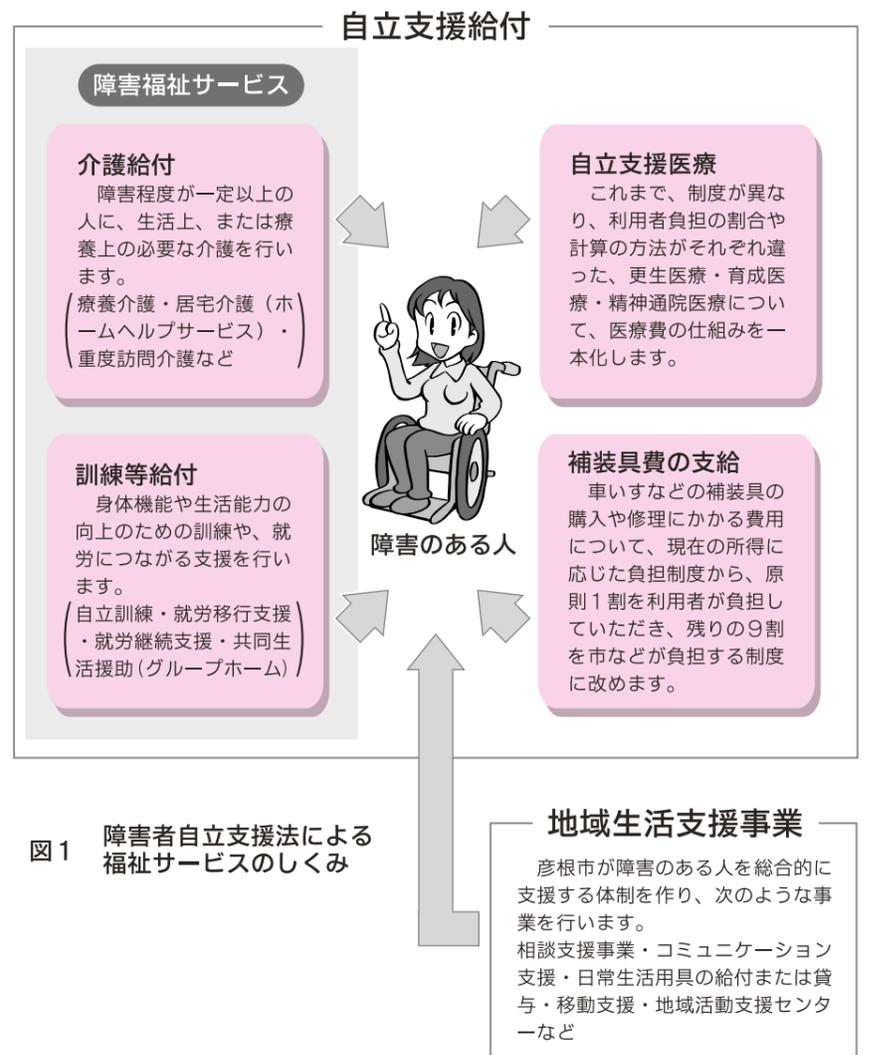
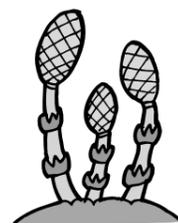


図1 障害者自立支援法による福祉サービスのしくみ



立訓練や、グループホームにおける生活の支援などがあります。現在利用しておられるサービスは、図2の新しいサービスのどれかに当てはまることとなります。

施設でのサービスについては、これまでの施設での生活を中心とした施設利用から、地域生活を重視した施設利用を目指すため、昼間のサービス(日中活動の場)と夜間のサービス(居住支援)に分けられ、サービスの組み合わせを選択できるようになります。

施設サービスは、平成18年10月からおおむね5年間で、新しいサービス体系へと移行します。それまでの間は、現行のサービスをそのまま利用できます。

1 相談 サービスの利用について困障害福祉課に相談してください。

2 申請・調査 サービスが必要なのは利用の申請をしていただきます。その後、日常生活や障害の状況についての聞き取り調査をします。

3 審査・判定 調査結果をもとに市で審査・判定を行い、障害の程度(障害程度区分)を判断します。

4 支給決定 障害程度区分や、介護をする人の状況、申請者の意向などをもとに、サービスの支給量などを決定し、申請者に郵送で通知します。同時に、受給者証を交付します。

5 サービス利用 サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をし、利用していただきます。

平成18年4月1日の時点で、「支援費」の支給決定を受けている人については、当面は、これまでと同じサービスがご利用いただけます。

募集

彦根城博物館の教室 古文書のみかた（初級）

彦根城の歴史に関わる古文書をテキストに使用します。
 開催日時 4月15日(土)・5月20日(土)・6月17日(土)・7月15日(土)・8月19日(土)・9月16日(土)(全6回)の14:00~15:30 場所 彦根城博物館講堂 定員 80人(申込者多数の場合は抽選。ただし、初受講者を優先) 受講料 500円(テキスト代) 申込期限 3月31日(金)(消印有効)
 申込方法・問い合わせ先 往復はがき往信の裏に住所、氏名、電話番号を、返信の表にも住所、氏名を書いて彦根城博物館学芸史料課「古文書のみかた(初級)」係(〒522-0061 金亀町1-1) ☎22-6100、FAX22-6520へ

2006 春休み子どもキャンプ たけたけ探検隊~竹であそぶ2日間♪~

内容 身近なようであまり知られていない「竹」に注目し、その不思議にふれながら、さまざまな竹クラフトに挑戦して、「手作り」と「身近な自然」を見つめ直すキャンプ
 日程 3月25日(土)13:00~同26日(日)15:00(1泊2日) 場所 県立荒神山少年自然の家(日夏町) 対象 4月からの小学4年生~中学3年生 定員 20人 参加費 4,500円 募集期限 3月10日(金)(必着) 申込方法・問い合わせ先 電話、ファクス、Eメールのいずれかで、名前(ふりがな)、性別、4月からの学年、郵便番号、住所、電話番号、参加の動機、キャンプを知った理由(「広報ひこね」と記入)を環境学舎 わのたね ☎・FAX0748-42-3699、E-mail: wanotane@s3.dion.ne.jpへお知らせください

赤十字県民大学

日時 4月22日、5月20日、6月10日、7月8日、8月12日、9月9日、10月21日、11月11日、12月9日、平成19年3月10日(すべて土曜日)(全10回)の9:40~11:40 場所 県立文化産業交流会館(米原市) 内容 在宅介護ケアの要領、がん・脳卒中・心臓病などに関する講座など 対象 20歳以上の人(平成17年度受講者は除く) 定員 120人(申込者多数の場合は抽選) 受講料 無料 申込期限 3月25日(土) 申込方法・問い合わせ先 往復はがき往信の裏に郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、返信の表にも郵便番号、住所、氏名をそれぞれ書いて長浜赤十字病院総務課(〒526-8585) ☎0749-63-2111(内線3350)へ

彦根サッカー協会 彦根サッカースクール 受講生

対象 市内の小学校在籍する1~6年生の男女 定員 各学年20人程度 活動日 土・日曜日の午後など月6回程度(1回の活動時間は約3時間) 活動場所 荒神山公園グラウンドほか 参加費用 受講料(年間)3,000円、育成会費(1か月当たり)1,100円 申込方法 3月11日(土)13:00~14:00に、ひこね燦ばれず(小泉町)で開催される説明会に、受講料(3,000円)と印鑑を持って参加してください 問い合わせ先 彦根市サッカー協会(金田方) ☎28-4190(18:30以降は北川方 ☎26-2462)

早春の草花観察会

内容 早春に芽吹く植物の観察と野草の調理 日時 3月21日(火祝)9:00~13:00 天候により中止することがあります 場所 鳥居本地区公民館とその周辺 8:50までに鳥居本地区公民館に集合 持ち物 筆記用具、おにぎりなどの軽食 定員 40人(要申込、先着順) 参加費 無料 問い合わせ先 快適環境づくりをすすめる会事務局(☎生活環境課内) ☎30-6116、FAX27-0395

ミシガン州立大学連合日本センター

2006春学期英語プログラム

開講期間 4月12日(水)~7月4日(火) 内容 英語集中コース=(月~金曜日、週20時間) モーニングコース=(月~金曜日、週10時間) スキル・テーマ別コース=(週1~2回、2~4時間) 夜間コース=(月・木曜日、週3時間) 場所 ミシガン州立大学連合日本センター(松原町) 申込期限 3月29日(水) 申込・問い合わせ先 同センター ☎26-3400、FAX24-9356、URL: http://www.jcmu.net/ 3月24日(金)13:30~15:15に体験レッスン付オープンキャンパスを実施します(参加無料)

人気アナウンサーが語る リーダーシップとコミュニケーション

講師 山本浩之さん(関西テレビアナウンサー) 内容 アナウンサーの技術、話の上手な組み立て方、人の気持ちを引き寄せる方法などのコミュニケーション法を楽しく語る 日時 3月7日(火)18:30~20:30 場所 彦根商工会議所(中央町) 定員 100人(先着順) 参加費 無料 申込方法・問い合わせ先 電話かファクスで彦根商工会議所青年部事務局 ☎22-4551、FAX26-2730へ

予備自衛官補(一般)

予備自衛官補とは 社会人や学生として職業に従事するなどしながら自衛官として勤める制度です 資格 一般...日本国籍を有し、18歳以上34歳未満の人 技能...日本国籍を有し、技能区分により必要な国家資格を有する人で、18歳以上の人(詳しくはお問い合わせください) 受付期限 4月7日(金) 試験日 4月15日(土)~同17日(月)のうち、いずれか1日を指定 問い合わせ先 自衛隊彦根募集事務所(旭町) ☎26-0587

ありがとうございました



赤い羽根募金

平成17年度実績額
 一般募金 **15,823,363**円
 歳末たすけあい募金 **5,389,127**円

共同募金会彦根支会

中学2年生の子どもの学力を心配していたときに、家庭教師を派遣する業者の勧誘を受けた。業者は「普通では手に入らない学校の教師用のテキストがあるので、効率よく無駄のない授業ができる。一人ひとりの子どもに合わせたカリキュラムを作り、それに沿って教えるための訓練を受けた家庭教師を派遣する。必ず成績は上がり、今の志望校より上のランクの高校に入れる。1人分の家庭教師料で、兄弟2人まで同時に、1日に5教科教えられる」と説明した。体験学習を受けたところ、教える方が上手で子どもがやる気になったので、中学校の5教科3年分と小学校の復習用教材を合計150万円で購入する契約をした。

業者は事実をなかなか認めず、裁判もやむを得ないかと思われました。しかし、相談者が「絶対に許さない」という覚悟を持って交渉に臨み、半年近い厳しいやり取りの末、最終的に1円の負担もなく解約することができました。このケースでは、運良く金銭的な負担は回復できましたが、いつもこのような結果になるとは限りません。また、こうした契約の怖いところは、金銭的な負担だけでなく、契約者やその子どもさんたちの心に大きな傷を残すことにあります。

あとに悔いを残さないためにも、契約は慎重に行うことが何より大切です。こうした契約のときに注意すべきポイントを挙げてみましょう。

- ① 一度に大量・長期の契約をしない。できるだけ小さな契約に抑え、様子を見て後の契約を考える。
- ② 教材を受け取ったらすぐに、教材の内容や価格を市販のものと比較してみる。
- ③ 学習の内容が子どもさんに合ったものかどうか、子どもさんとよく話し合う。
- ④ セールストークが信頼できるものかどうか、常識に照らして判断する。



急増する不審者から子どもたちを守るため 見守り、声かけにご協力を

下校中の子どもたちが、不審者からつけねらいをされたり、犯罪の被害者になったりする例が多発しています。☎教育委員会に報告された不審者が出没した件数は、昨年度の4月から今年の1月までで、昨年度と比べ約40%多い、53件にのぼっています。不審者が出没する時間帯は、全体の約60%が下校時や放課後です。そこで、小学生が下校する時間帯に合わせて戸外での用事や活動をする「見守り・声かけ活動」への参加をお願いします。例えば、通学路の近くのお宅なら、下校の時間に合わせて戸外のそうじをしたり、庭の手入れをするだけで、下校する子どもたちの様子を確認することができます。また、

人通りの少ない通学路では、近くで農作業をしたり、犬の散歩やウォーキングをしたりすることで、子どもたちの安全を守ることにつながります。小学生の一般的な下校時間は、低学年で14:30~15:30、中・高学年で15:00~16:00です。子どもたちの安全を守るため、市民の皆さんの協力をお願いします。

不審者の出没状況は、彦根市教育委員会ホームページに掲載しています。問い合わせ先 ☎教育委員会青少年課 ☎24-7971、FAX 23-9190

昨年4月から今年1月の不審者情報の内容別件数

1月24日現在 複数該当あり	
痴漢行為	24
声かけ	12
つけねらい	13
露出	8
盗撮	2

消費生活相談窓口について

第3回



☎22-1411 番内線173番

消費生活相談窓口にご相談があったのは契約から9か月後で、一般的なクーリングオフ期間(契約書受領後8日間)をすでに過ぎていました。しかし、契約書をよく見ると記載内容に不備がありました。こうしたときは、クーリングオフ期間が延長されますので、業者にクーリングオフの意思を示す通知を送りました。

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
行政相談	3月13日(月) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398
人権相談	3月15日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
よろず相談	3月15日(水)・17日(金) 22日(水)・24日(金) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821、FAX22-2841
スポーツ相談	3月15日(水) 13:30~15:00	市民体育センター	体力測定とコンピュータによる総合評価(体育館シューズを持参し、体操のできる服装でお越しください) 電話かファクスによる予約制(住所、氏名、電話番号を前日の15:00までに下記へ) ☎教育委員会保健体育課☎22-8871、FAX23-9190
障害者相談	3月15日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加など様々な相談 ☎障害福祉課☎27-9981 FAX26-1767
行政書士無料相談会 相続手続相談	3月16日(木) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398
こころの健康相談 一般相談	3月16日(木) 13:30~16:00	彦根保健所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
アルコール相談	3月30日(水) 9:30~11:30		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
登記 表示登記相談	3月17日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398
司法書士 無料法律相談	3月18日(土) 9:30~12:30	彦根勤労福祉会館 2階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談 前日までに電話で予約してください 滋賀県司法書士会事務局☎077-525-1093
滋賀弁護士会 法律相談	3月24日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、3月15日(水)午前8:30から先着6人) 相談料:1回5,250円(相談日当日にお支払ください) ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限ります)
男女共同参画 こころの悩み相談	3月27日(月) 13:00~16:00	男女共同参画センター ウイズ (福祉保健センター前)	臨床心理士が、こころのさまざまな相談に応じます 予約制(申込は水・木・金曜日13:00~16:00に、ウイズ相談専用ダイヤル☎21-5757へ)
仕事、家庭、人間関係... 男女共同参画 ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00		女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさまざまな悩みの相談に応じます。 相談専用ダイヤル☎21-5757
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日 14:00~17:00	☎教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもの相談、わが子や孫の子育てで悩んでいる保護者の相談に応じます(電話相談)
交通事故相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~16:00	湖東合同庁舎	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます 県立交通事故相談所彦根支所☎27-2230

不動産の公売のお知らせ

公売の日時 3月24日(金) 10:30~

場所 彦根市役所別館 2A会議室

公売財産 下の表のとおり

農地を扱うには、「買受適格証明書」が必要です。売却区分1の物件の買受を希望する人は、3月10日(金)までに☎農業委員会事務局(市役所3階)で申請してください。

公売財産の情報は、2月14日現在のものです。

見積価額、公売保証金などは、彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。「広報ひこね」3月15日号にも掲載予定です。

公売を中止することがありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 ☎納税課☎30-6109、FAX22-3052

公 売 財 産

売却区分	所在地	売却区分	所在地
1	高宮町字宮ノ西 1764-1	2	高宮町字東川原 2941-58
	登記地目 田(現況 田) 地積 514㎡(公簿による)		登記地目 宅地(現況 宅地) 地積 230.61㎡(公簿による)

住まいの環境を清潔に 春の大掃除をしましょう

春の大掃除の季節となりました。日ごろ掃除のできていない所を掃除したり、畳やじゅうたんを上げるなどをして、住まいの環境を清潔にしましょう。

実施期間 3月1日(水)~同31日(金)

実施区域 全市域

ごみを出すときは、正しい分別にご協力ください。また、大量のごみを出される場合は、自ら☎清掃センター(野瀬町)に搬入くださるようお願いいたします。
搬入時間 月~金曜日(祝日は除く)の9:00~12:00、13:00~16:15

問い合わせ先 ☎清掃センター☎22-2734、FAX24-7787

4月から、保険証の色が変わります クリーム色 → 桃色 うぐいす色 → 水色

4月1日(土)から、国民健康保険被保険者証(保険証)の色が『桃色』に、退職被保険者証(退保険証)の色が『水色』に、それぞれ変わります。

現在使われている『クリーム色』および『うぐいす色』の保険証は、3月31日(金)までしか使うことができません。4月になりましたら、古い保険証は各自で処分してください。

新しい保険証は、3月の中ごろから、各世帯に郵送します。配達記録郵便で送付しますので、受け取りには受領印が必要です。4月になっても保険証が届かないときは、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先 ☎保険年金課☎30-6112、FAX21-2220

市役所が取り組む 市民満足度向上運動 「電話対応調査の結果」

市 人 事 課

彦根市は、今年度と来年度を重点期間として、全庁的な「CS向上運動」を展開しています。「CS」は「市民満足度(Citizen Satisfaction)」のことです。民間企業でよく使われる「顧客満足度」と同じ意味です。今年度は特に、電話対応における市民の満足度の向上を目指して運動を進めました。昨年2月に行った民間の経営

コンサルタントによる調査では、市の電話対応の実態を点数にすると60・69点と評価されました。その後、職場研修などに全庁的に取り組んだ結果、12月の再調査では、総合点で73・55点と評価されました。この調査の結果は、彦根市ホームページに掲載しています。調査では、運動を通じて、多くの職員にCS向上の意識がとおむね浸透したことがうかがえました。特に「電話に素早く出る」「電話に出たら所属とともに自分の名前を名乗る」など基本的な項目については、対応が

向上したことが判りました。しかし、職場や職員による成績のばらつきが見られた。電話を切るときに再度名前を名乗ることが少なかった。など課題がなお残りました。また、今回成果が見られた項目でも、今後継続させていくことが重要です。来年度は、窓口対応における満足度の向上に向け取り組んでいく予定です。また、そのなかで、電話対応や窓口の対応について、市民の皆さんから直接評価していただくため、来庁した人を対象にしたアンケート調査を実施する予定です。
問い合わせ先 ☎人事課☎30-6106番、FAX22-1398番

市・県民税の申告 所得税の確定申告は 3月15日までに

彦根税務署・国税務課

申告・納付はお早めに
市・県民税の申告、所得税・贈与税の確定申告書の提出は、3月15日(水)までです。また、個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出は、3月31日(金)までです。
期限間近になると申告会場は

春の火災予防運動 3月1日~7日

あなたです 火のあるくらしの見はり役

絶対に守らなくてはならない

火の用心 7つのポイント

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- ③天ぷらをあげるときは、その場を離れない
- ④風の強いときは、たき火をしない
- ⑤子どもにはマッチやライターで遊ばせない
- ⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない



混雑し、落ち着いて相談できなかったり、長時間お待ちいただくこととなります。申告は、早めにお済ませください。
申告会場で消費税の申告について相談するときは、決算書と収支内訳書の控えをお持ちください。
なお、郵送による提出もご利用ください。

納税も期限内に

所得税・贈与税の納付期限は3月15日(水)です。また、個人事業者の消費税・地方消費税の納付期限は、3月31日(金)です。必

ず期限内に納税を済ませましょう。
納付には、安全で確実な金融機関からの振替納税制度をお勧めします。振替納税の場合の納付日(口座引落日)は、所得税が4月20日(木)、個人事業者の消費税・地方消費税が4月27日(木)です。
期限を過ぎて納税すると、年14・6%(ただし、納期限の翌日から2か月は4・1%)の割合で延滞税を納める必要があります。
問い合わせ先 彦根税務署☎227640番



健康管理だより

健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870



ひこね元気計画21
マスコットキャラクター

“コンキークン”

予防接種

—BCG接種—

対象

●接種当日満3か月以上満6か月未満児

日程・対象

実施日	対象
4月12日(木)	・平成17年12月30日～平成18年1月12日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児
4月28日(金)	・平成18年1月13日～1月28日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児

受付時間 13:10～14:10

場所 福祉保健センター

※結核予防法の改正により、平成17年4月より定期BCG予防接種は満6か月未満児が対象です。当日満3か月未満または満6か月以上になる月齢のお子さんは受けられません。満6か月以上で定期BCG予防接種が受けられなかった人は、任意接種となり有料になりますのでご注意ください。

すくすく ベイビー



堀内 優那ちゃん
(城町二丁目)



古谷 もえちゃん
(野瀬町)



吹田 萌望愛ちゃん
(野田山町)

—ポリオ—

日程・対象

実施日	対象
4月4日(火)	平成16年(2004)12月以前の出生児で、服用当日7歳6か月未満児のうち、2回服用していない児
4月5日(水)	平成17年1月～2月の出生児
4月6日(木)	平成17年3月～4月の出生児
4月7日(金)	平成17年5月～6月の出生児
4月24日(月)	平成17年7月～8月の出生児
4月25日(火)	平成17年9月～10月の出生児
5月12日(金)	平成17年11月～12月の出生児
5月15日(月)	上記日程で服用できなかった児

受け方

●6週間以上の間隔をあけて2回服用

時間 13:10～14:10

場所 福祉保健センター

※できるだけ対象となる日に越してください。

※対象年齢は7歳6か月未満となっておりますが、できるだけ1歳6か月までに2回服用するようにしてください。

※下痢のときには服用を避けてください。

脳いきいき健やか健診

内容 認知症予防のための健康教室・相談、頭と体の体操、脳の老化度テスト

日時 3月28日(火) 13:30～16:30

場所 福祉保健センター(平田町)

対象 65歳以上の人

定員 10人(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

子育てホットライン

月～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00



催し物

※特に記載のないときは無料です。

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
双庸会かな作品展	3月1日(水)～30日(木) 8:30～17:30	高宮駅コミュニティセンター(ギャラリー)	主宰の後藤有啓(ゆうけい)さんと会員の書約20点を展示 高宮駅コミュニティセンター運営委員会(馬場方) ☎22-1963
焼かない陶芸展「春の歓び」	3月1日(水)～4月29日(日) 8:30～17:30	高宮駅コミュニティセンター(ホール)	特別な粘土を使い気軽に楽しめる「焼かない陶芸」作品の展示 高宮駅コミュニティセンター運営委員会(馬場方) ☎22-1963
北老人福祉センター利用者説明会	3月8日(水) 10:00～	北老人福祉センター(馬場一丁目)	4月から指定管理者制度が導入されるにあたって、指定管理者となるNPOぽぽハウスによる運営などについての説明会 ☎介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768
ひこね市民活動センター情報交換会	3月15日(水) 18:00～21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター(金亀町)	内容:NPO、ボランティアなどの活動をしている人、これから活動を始めてみたい人などのための情報交換の場 参加費:300円と一品持ち寄り(食べ物、飲み物) ひこね市民活動センター事務局 ☎24-4461 (月～土曜日の10:00～17:00)
彦根市ファミリー・サポート・センター入会説明会	3月17日(金) 10:00～11:00 14:00～15:00	男女共同参画センターウイズ(福祉保健センター前)	必ず前日までに予約してください(電話可、託児あり) ☎ファミリー・サポート・センター ☎24-3920 (FAX共用) ※彦根市ファミリー・サポート・センターは、育児・介護の援助をしたい人と受けたい人が有料で助け合う会員組織です。提供会員が不足しています。登録希望の人は、ぜひご参加ください
みんなで遊ぼう 児童劇	3月18日(土) 13:30～15:00	南地区公民館(甘呂町)	彦根東高校演劇部の生徒による劇の上演と歌や体操などの遊び 彦根東高等学校演劇部 ☎22-4800、FAX26-3879
和紙折り紙教室	3月19日(日) 13:00～	自然の布館よりーな(河原二丁目) ☎23-2035	テーマ:かたくり 講師:野村和子さん 材料費:1,500円 持ち物:はさみ、定規、ボンド、竹べら 定員:30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
ひこねエコマーケット「夢畑」～いらぬものをいる人へ～	3月19日(日) 10:00～14:00	松下電工(株)体育館(岡町)	内容:リサイクル品、手作りの作品などの物(い)から掘り出し物を見つけてください。※出店申込の期限は3月3日(日)リサイクルステーション(銀座町) ☎・FAX26-4810 (問い合わせは、日・木曜日以外の10:00～16:00)
彦根朝市	3月19日(日) 7:00～8:00	いろは松駐車場	販売品:新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者:彦根朝市組合 ☎農林水産課 ☎30-6118、FAX24-9676

おわびと訂正

広報ひこね1月1・15日号14ページに掲載した「せつふんのつどい」で、出演に「ひこね児童図書研究グループ」とあるのは、「人形劇サークル『我楽多(がらくた)』」の誤りでした。おわびして訂正します。



動く図書館 たちばな号

巡回日程【3月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時間
15日(水)	西清崎町浄宗寺 龜山ニュータウン 日夏ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
16日(木)	開出今町菅原神社 蔵の町団地中央部 開出今第2団地(市立病院前)	13:20 14:10 15:00
17日(金)	平田町大沢高岸B公園 西今町松田団地 西今町伊庭団地 若葉小学校	11:00 13:20 14:10 15:00
22日(水)	稲里町公民館 稲枝地区公民館前	13:30 14:20 15:10
24日(金)	千鳥ヶ丘会館横 岡町東光寺前 平田町明照寺前	13:15 14:00 14:50
28日(火)	大藪町農業倉庫 下後三条教場 中藪一丁目白山神社	13:20 14:10 15:00
29日(水)	新海町公民館 田附町公民館 本庄町公民館	13:30 14:20 15:10
30日(木)	普光寺町(東ノ辻広場) 彦富町公民館 金沢町公民館 港屋駐車場	11:00 13:10 14:00 14:50

駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日	20日(月)、21日(火祝)、27日(月)
3月後半	

し尿収集予定日 3月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日を実施します。)

収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。収集のときは、バケツ1杯の水をご用意ください。



15日(水)	日夏、龜山地区、稲枝(西)、肥田(西肥田を除く)、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、摩摩、金沢(金沢団地)
16日(木)	日夏、龜山地区、稲枝(東)、稲部(稲部東)、野良田、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、肥田(西肥田)
17日(金)	日夏、鳥居本地区、龜山地区、柳川、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲部(稲部)、稲里、肥田(西肥田)、金沢
20日(月)	岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、鳥居本地区、龜山地区、稲部(稲部南)、金沢
22日(水)	東沼波、大堀、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、鳥居本地区、河瀬地区、彦富、稲部(稲部南)
23日(木)	鳥居本地区、河瀬地区、金田、上岡部、下岡部、彦富
24日(金)	古沢、松原(四ッ川を除く)、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区、彦富
27日(月)	高宮地区、河瀬地区、龜山地区、彦富(笹田団地)
28日(火)	高宮地区、河瀬地区、龜山地区
29日(水)	高宮地区、河瀬地区、龜山地区
30日(木)	高宮地区、河瀬地区
31日(金)	高宮地区、河瀬地区



人形の布施

特別御優待
御優待期間 三月四日から末日まで

新作五月人形展示即販会
五月五日まで無休

【五個荘/東之湖巧房】 <国道八号線沿>
〒529-1421 滋賀県東近江市五個荘竜田町661-3
tel:fax0748-48-6288/10:00～18:00/P有り
【能登川/征寿巧房】 <産業道路沿>
〒521-1231 滋賀県東近江市能登川町18-10
tel:fax0748-42-3685/10:00～18:00/P有り
【長浜/マイスターアートエ】 <原の里キャンステイ2内>
〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町477
tel:fax0749-65-5438/11:00～17:00/水曜日定休

1歳から始めるリトミック 感じる心を育てよう

子どもグループコース
無料体験レッスン受付中!!(要予約)

カワイ音楽教室では、春にスタートする「子どもグループコース」の受講生を募集中です。無料体験レッスン会(表参照)も開催されます。定員がございますので、事前にご予約下さい。

●1歳からの“親子でふれあいリトミック”
かわいクちゃんと一緒に、(クちゃんランド)たくさん音楽あそびや楽しい活動で「聴く力」を大きく育てます。(講師2名) H16年4/2～H17年4/1生

●2歳からの“親子でリトミック&タイトルのある活動”
音楽いっばいの中で多彩な教具(くるくるクラブ)も使って、確かな成長をもたらします。(講師2名) H15年4/2～H16年4/1生

●3歳からの鍵盤導入コース(チャイルドコーナー)
鍵盤楽器の初歩のコース。年少から募集 年少中対象 ユニークな教材と指導法で無理なく上達できます。

●子どものピアノコース(個人レッスン) 随時受付

開催教室	1歳児リトミック クーちゃんランド	2歳児リトミック くるくるクラブ	鍵盤導入コース チャイルドコーナー	こどものピアノコース
平田センター	3月14日(火) 10:00～ 3月21日(火) 10:00～	3月14日(火) 11:00～ 3月21日(火) 11:00～	3月17日(金) 15:00～ 3月18日(土) 15:30～	随時募集
彦根センター			3月16日(木) 16:00～	随時募集

お問い合わせ カワイ音楽教室 彦根事務所 ☎0120-34-0227
お申し込みは 彦根市佐和町7-12 住友生命ビル1F ☎0749-22-0227
(市役所ななめ前 カワイ彦根ショップ) e-mail:hikone@music.kawai.co.jp 受付時間:火曜日～土曜日 AM10:00～PM6:00

広告掲載についての問い合わせ先 市情報政策課 ☎30-6103、FAX22-1398

(広告掲載料 広報ひこね=1枠30,000円 彦根市ホームページ=1枠1か月20,000円)

この「広報ひこね」は41,400部作成し、1部当たりの単価は15円（1円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

表紙写真企画

彦根城再発見
400年目の出会い
第2回 天秤櫓

天秤櫓は、大手門と表門からの道が合流する要の位置に築かれた櫓です。この櫓は、上から見ると「コ」の字形をしており、両隅に2階建ての櫓を設けて中央に門が開く構造となっています。あたかも両端に荷物を下げた天秤のようであり、江戸時代から天秤櫓の名があります。けれども詳細に見ると両隅の2階櫓は棟の方向が異なっており、格子窓の数も左右で違うなど決して左右対称ではありません。このような構造の櫓は他に例がありませんが、均整のとれた美しさに加え、城内の要の城門としての堅固さを感じさせます。

大手門と表門からの道が合流する天秤櫓の下は、鐘の丸から天守へと伸びていた尾根を、築城時の縄張りによって大きく断ち切った箇所「堀切」と言います。堀切には橋が架かっていますが、この橋がなければ天秤櫓の高い石垣に登らないと本丸へ侵入できません。戦となれば、この櫓が果たす役割は重要でした。

天秤櫓が築かれるのは、築城の開始から数年後と考えられています。彦根藩主井伊家の歴史書である『井伊年譜』には、この櫓が長浜城の大手門を移築したものであると記しています。昭和30年代の解体修理では、移築された建物であることや、往時の長浜城主内藤家と伝える紋瓦なども確認されていますが、天秤櫓の前身が『井伊年譜』の記載どおり長浜城大手門と断定するには至っておりません。

天秤櫓はおよそ400年の長い年月の間に、幾度か修理を重ねてきました。中でも嘉永7年(1854)の修理は大規模で、建物のみならず石垣まで積み替えています。堀切から天秤櫓を見上げてみてください。右手の高石垣が、越前(現在の福井県北部)の石工たちが築いたと伝える築城当初の「牛蒡積み」。そして、左手が幕末の嘉永年間に積み替えた切石の「落し積み」です。

人口と世帯数
平成18年2月1日現在

人口	110,334人 (+ 12)
男	54,217人 (+ 44)
女	56,117人 (- 32)
世帯数	40,696世帯 (+ 4)

()内は前月との比較

国際交流員
ロザリーネさんが
帰国されます

国際交流員の田尾ロザリーネさんが、国際交流員としての任期を終え、ブラジルに帰国されることになりました。ロザリーネさんは、市役所3階の市民交流課(平成16年度までは国際交流課)に勤務し、ポルトガル語教室や、市民の国際理解を促す講座の講師として、市民の国際交流に貢献しました。また、外国籍市民を支援するため、市役所窓口での通訳や、相談活動などを行ってきました。ロザリーネさんに代わり、4月中旬から、新しい国際交流員を迎える予定です。

彦根市の皆さん、ありがとうございました
田尾ロザリーネ



国際交流員としての3年間、とても楽しい生活を送ることができました。家族のように暖かく見守ってくださった彦根の皆さん、ありがとうございました。

彦根で暮らしたことで、日本の歴史が私の身近なものになったことを実感し、自分が日本人の子孫であることに、以前にも増して誇りに感じるようになりました。また、日本の文化や習慣に直接触れることで、日本人の価値観を理解できるようになりました。

滋賀県と私の出身地リオ・グランデ・ド・スール州は、昨年、姉妹提携25周年を祝いました。これからも素晴らしい交流が続けられるよう、心から祈っています。私も、国宝・彦根城築城400年祭の開催中にもう一度来日し、私にとっての日本のふるさと彦根を訪れたいと思っています。

彦根の皆さんが、ブラジルにおいてになるのをお待ちしております。そのときには、たくさんの魅力的な場所にご案内させてください。おいしいお肉料理やくだものを食べ、世界の文化や習慣が混ざり合うブラジルで、国際人としての体験を、たっぷり味わってください。

Muito obrigada por tudo!
(皆さま、すべてに感謝しています!)
Saúde a todos e até logo!

(ご健康でありますよう、再会を祈っています!)